



株式会社FPスピリット 代表取締役 鈴木克昌
CFP® 認定者 行政書士

ケースで学ぶ FPのための 実践コンプライアンス

第3回▶ 紹介業務と媒介

CASE

案件の問題解決のため 顧客に専門家を紹介したい。紹介行為が法令上の制限に抵触する可能性はあるか？



お客さまからご相談を受けた案件で、自分では力にできないことが必要となつたので、別の専門業者を紹介しようと思つていますが、問題はありませんか？



倫理的には、まったく問題ありません。FPは、顧客のライフプラン全般という極めて広い分野に関わりますが、一方で法律的または能力的に守備範囲が限られています。したがって、顧客のプラン実行支援という観点からも、他の専門家や専門業者を紹介することは、FPにとって本来の重要な仕事のひとつと考えるべきでしょう。



紹介行為に法律上の規制はないのでしょうか？



単なる紹介であれば、紹介先が違法業者等でない限り、規制を受けることはありません。しかし、紹介行為が媒介とみなされる場合には、法律上の規制を受けることもあります。



お客さまを紹介すると、紹介先の業者から紹介料をもらえることになっていますが、これは媒介に当たるのでしょうか？



媒介に該当する可能性が高いでしょうね。しかし、媒介行為がすべて規制を受けるわけではありません。媒介が規制を受けるかどうかは、紹介先の業者によります。紹介業務を行う際には、まず、その業者を媒介することに對して規制があるかどうかを確認することが重要です。

解説

紹介行為が媒介とみなされ登録が必要となるケースに注意

商品ではなく業者を紹介するこ

相談し、紹介行為が業とみなされるものでなければ、媒介や勧誘には当たらないとの回答を得ていた。業とみなされないためには、紹介料の支払いが顧客一人につきいくらかと一律であることや、紹介者に反復継続性がないことなどが要



件となる。また、一般的にアフィリエイトは媒介に当たらないとされている。

個別ケースごとに 関係法令を確認し違反を防ぐ

投資助言業者の紹介は、特に注意が必要である。紹介先の業者から紹介料を受領すると「投資顧問契約の締結の媒介」として、投資助言・代理業の「代理業」に該当し、業として行うためには投資助言・代理業または金融商品仲介業の登録が必要となる。

また、不動産特定共同事業者の紹介についても、不動産特定共同事業契約の締結の媒介に該当すれば、その行為自体が不動産特定共同事業として許可を要することになる。

銀行代理業については、本誌先月号で解説したとおり、銀行のためではなく顧客のための行為であれば、媒介に該当しても銀行代理業には当たらない。信託銀行・信託会社についても同様と考えてよ

いだろう。なお、いわゆる遺言信託や遺産整理業務は「信託」ではないため、信託会社等から紹介料を受領し、その業者のために媒介を行うことも信託契約代理業には当たらない。

保険会社や保険代理店の紹介については、いわゆる紹介代理店実態は代理店ではない」という制度が存在しており、紹介者が紹介料(商品と交換できるポイント等の場合もある)を受領しても、保険の募集行為には該当しないとみなされている。しかし、昨年6月に公表された金融庁金融審議会の「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書では、保険の募集行為に該当する範囲を明確化(実質的には拡大)することが提言さ

れており、それを踏まえて、今後、紹介行為に對しても募集規制が適用されるようになる可能性もある。土業の紹介においても、弁護士については弁護士法(第72条)で周旋が禁止されているため、顧客

とが法律上の規制を受けるのは、それが商品購入や契約締結の媒介につながるからである。法規制のある主な媒介先は図表のとおりであるが、媒介行為に對して法規制がある場合には、紹介と媒介の線引きを意識する必要がある。

図表の「有価証券販売・発行会社」には、証券会社や運用会社だけでなく、株式や社債を発行する事業会社も含まれる。例えば、事業会社が発行する私募債の取得勧誘は、発行会社自身の自己募集を除き、第一種金融商品取引業者でなければ行うことはできないが、私募債の取得を前提として発行会社を紹介する行為も、反復継続すれば金融商品取引法の規制対象となるのである。

なお、証券会社については、過去に、ある証券会社が既存の顧客に對し、新たな顧客を紹介して、その顧客が特定の商品(ファンド)を購入すれば紹介料を支払うというキャンペーンを行ったことがある。このときは、事前に財務局に

からも弁護士からも紹介料を受領することはできない。また、弁護士のほうも弁護士職務基本規程によつて紹介料の支払いが禁止されている。

一方で、宅地建物取引業者、建築業者・住宅メーカー、老人ホーム、葬儀社などは、媒介行為に法律上の制約がない。このような業者については、紹介と媒介を区別する必要はなく、実際に、これらの業者からは紹介料を受領することが一般的になっている。

紹介業務に当たっては、媒介に對する規制の有無を確認し、規制がある場合には、必要な許可や登録を受けなければならない限り、紹介行為が媒介に当たらないよう注意することが必要である。



鈴木 克昌
株式会社FPスピリット代表取締役
CFP®認定者、行政書士、宅地建物取引主任者、一種証券外務員・内部管理責任者、FP業務と各種法的手続きサポートのほか、事業者の法的リスク対策を手掛け、公的機関や企業のコンプライアンス研修講師も数多く務めている。日本福祉大学非常勤講師。